

様式第78号（その2）（第21条関係）

郵便はがき

様

年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

軽自動車税（種別割）納税通知書

本年度の軽自動車税（種別割）を次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

静岡県島田市長



|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 年 度     |  |       |  |
| 世 帯 番 号 |  | 住民コード |  |
| 金融機関名   |  |       |  |
| 口座番号・種別 |  |       |  |
| 口座名義人   |  |       |  |
| 口座振替日   |  |       |  |
| 納 期 限   |  |       |  |

| 車 種 | 標識番号 | 通知書番号 | 税 額 |
|-----|------|-------|-----|
|     |      |       |     |
|     |      |       |     |
|     |      |       |     |
|     |      |       |     |
|     |      |       |     |
|     |      |       |     |
|     |      |       |     |
|     |      |       |     |
|     |      |       |     |
| 合計  |      |       | 台 円 |

課税の根拠等について

- 1 地方税法第443条及び第444条並びに市税条例第80条の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対して、その所有者に軽自動車税（種別割）が課税されます。なお、所有権留保付売買の対象となった軽自動車等については、買主を所有者とみなして課税します。
- 2 軽自動車税（種別割）は、4月1日現在で登録されている軽自動車等の所有者に課税されます。4月2日以降に登録された軽自動車等は、翌年度から課税されます。また、4月2日以降に廃車、譲渡した軽自動車等であっても、その年度は課税されます。
- 3 納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。  
 なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 納期限までに税金が完納されていないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 5 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることとなります。
- 6 身体障害者等の方のうち、地方税法及び市税条例の規定に該当する場合には、納期限の7日前までに申請することにより軽自動車税（種別割）が減免されます。